

黒石市教育委員会告示第2号

黒石市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和6年度黒石市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を作成したので、別紙のとおり告示する。

令和8年1月27日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行